

高千穂町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年8月

【 目 次 】

I	はじめに	1
	- 総 論 -	
II	新型インフルエンザ等策定の実施に関する基本的な方針	
	1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	3
	2 基本方針	4
	3 行動計画の基本項目	14
	4 対策実行の確保	19
	5 計画の見直し	19
	- 各 論 -	
	【 高千穂町新型インフルエンザ等対策組織図 】	20
	【 各部における共通事務分掌 】	21
1	発生段階ごとの主な対策と役割分担（発生段階別対策と業務）	
	(1) 未発生期	24
	(2) 海外発生期	27
	(3) 町（県）内未発生期	29
	(4) 町（県）内発生早期	31
	(5) 町（県）内感染期	34
	(6) 小康期	38
2	高千穂町のパンデミックにおける業務継続について	40
3	発生段階ごとの対策の概要	52

I. はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザやそれと同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

ひとたび新型インフルエンザが発生すると世界的なパンデミックを引き起こす危険性があることから、WHOは2005年（平成17年）5月に「世界インフルエンザ事前対策計画」を公表し、各国がこれを基準として自国の国民を守るための行動計画の策定を進めている。我が国においても平成17年11月14日に「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定され、平成21年2月に改定している。宮崎県においても、平成17年1月に「新型インフルエンザ対応指針」を作成したが、国の改定等を受け、平成21年1月に「新型インフルエンザ行動計画」に改定した。同年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となった。その対応を通じて、多くの知見や教訓等が得られ、平成24年3月に行動計画の見直し改定を行っている。

3 高千穂町における行動計画策定の経緯

高千穂町においては、平成21年5月18日に国が発表した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「宮崎県新型インフルエンザ対策行動計画」にそって「高千穂町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。しかし、「高千穂町インフルエンザ対策行動計画」は、強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）を念頭に策定されたものであり、高千穂町防災計画を基本として策定されたものである。今回、国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の内容を参考に、「高千穂町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を行うこととした。

なお、町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は次のとおりである。

- ・ 感染症法第6条7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフ

ルエンザ」という。)

- ・ 感染症法第6条9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの（以下「新感染症」という。)

また、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、これまで通り柔軟に対応する。

4 見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、高千穂町は、適時適切に行動計画の変更を行うものとする。

— 総 論 —

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

本行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、高千穂町で約1,450人～約2,790人と推計。

- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,790人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、入院患者数及び死亡者数の推計を行った。流行が約8週間続くという仮定の下で、中等度の場合では、入院患者数の上限は約60人、死亡者数の上限は約20人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約220人、死亡者数の上限は約70人（流行発症から5週目）となると推計。

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数及び死者数の推計								
医療機関を受診する患者数	日本における患者数の試算		宮崎県における患者数の試算		宮崎市における患者数の試算		高千穂町における患者数の試算	
		約1,300万人	～2,500万人	約15万1千人	～22万人	約4万人	～7万8千人	約1,450人
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	53万人	200万人	4700人	17700人	1650人	6250人	60人	220人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	17万人	64万人	1500人	5700人	530人	2000人	20人	70人

・なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

（参考） 20世紀に発生した新型インフルエンザの状況

	発生年 発生地域	ウイルス型	当時の人口	感染者数 感染率	死者数 致死率
スペイン インフルエンザ	1918年 米国	A(N1H1)	19億人	6億人 31.60%	4千万人 6.70%
アジア インフルエンザ	1957年 中国	A(N2H2)	29億人	2億9千万人 10%	200万人 0.70%
香港 インフルエンザ	1968年 香港	A(N3H2)	35億人	3億人 8.60%	100万人 0.30%
新型 インフルエンザ	2009年 メキシコ	A(N1H1)	67億人	(未発表)	1万8千人

健康被害の増大はもとより、社会活動、社会機能や経済的な影響は、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

また、町民生活においては、学校・幼稚園・保育所等の臨時休校・休園、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想されている。

2 基本方針

（1）基本的な考え

新型インフルエンザ等の出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。ひとたび国内に発生すれば、流行は避けられないと思われ、特に強毒性であった場合は、感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。

そこで本町は、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン確保のための時間を確保する。

- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

②町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

なお、新型インフルエンザ等の発生は、必ずしも予測されたように展開するものではないことが想定されるため、国・県の行動計画との整合性を保ちつつ、今後の情勢の変化を踏まえて、本行動計画は随時見直し、必要に応じて修正を行い、積極的に新型インフルエンザ等対策に取り組むこととする。

(2) 対策の留意点

本町は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、国と県と同様、次の点に留意する。

①基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

②危機管理としての特措法の位置づけ

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこ

ともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

③関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、都道府県対策本部、市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市町村対策本部長から、都道府県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、都道府県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。また、行政機関のほか、医療関係機関、警察、ライフライン事業者などの協力が不可欠であるため、関係機関との連携・協力を図るとともに、隣県との連携をとりながら対策を推進する。

④町民、事業者等の協力

新型インフルエンザ等の流行を最小限に抑え、被害の拡大を防ぐためには、行政機関及び関係機関の各種対策に加え、町民、事業者等の協力が不可欠となる。そのため、町民、事業者等は新型インフルエンザ等に関する正しい知識に基づき、行動することが重要であり、自らが予防に努める「自助」と社会的弱者に対し公民館などの地域が支援に努める「共助」が求められる。

また、本計画を効率的に実施していくためには、行政機関等の「公助」による、各段階に応じた対応策を明確にしておき、町民、事業者等と一体となって取り組むことが不可欠である。

⑤記録の作成・保存

本町は、町対策本部立ち上げ以降、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(3) 対策推進のための役割分担

○国の役割

・国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

・国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医療品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

・国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定する。

○県の役割

- ・ 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。
- ・ 県は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等に関し、県内の事業に応じた行動計画を作成するなど事前の準備を進める。
- ・ 県は、新型インフルエンザ等の発生時には、県対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、県内の状況に応じて判断を行い、県行動計画に基づき、対策を実施する。
- ・ 県は、県内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。
- ・ 県は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、地域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。
- ・ 県は、市町村から新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要に応じて速やかに所要の総合調整を行う。

○町の役割

- ・ 町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域住民に対するワクチンの接種や町民の生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、町行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、生活支援等、町が実施主体となる対策に関し、それぞれ地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ・ 町は新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは、町対策本部を設置し、国及び県における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。
- ・ 町は、県が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。
- ・ 町は、保健所が行う医療機関への搬送態勢の整備に、適切に連携・協力する。

○医療機関の役割

・医療機関は、新型インフルエンザ等発生前には院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者及び疑いの患者（以下患者等」という。）の診療体勢も含めた診療継続計画の策定等、事前の準備に努める。

①感染症指定医療機関（感染症法第 38 条）

県内発生早期においては、積極的に患者を受け入れ、適切に医療の提供を行う。

②指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関、公的医療機関（日赤病院、済生会病院、労災病院等を示す。）及び協力医療機関（高千穂町立病院該当。）

帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受け入れ等、適切に医療の提供を行う。

③一般の医療機関（内科・小児科等。通常感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を示す。）

県内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受け入れ、適切に医療の提供を行う。

④歯科医療機関

歯科を標榜していない病院と連携し、主治医の依頼のもとに人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、二次感染防止の実施をはじめ適切に歯科医療を提供する。

○指定地方公共機関の役割

・指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した時は、措置法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

・指定地方公共機関は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

○登録事業者の役割

・特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は町民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。

・新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するように努める。

○一般の事業者

- ・事業者については、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

- ・町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。

○町民

- ・新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

- ・発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

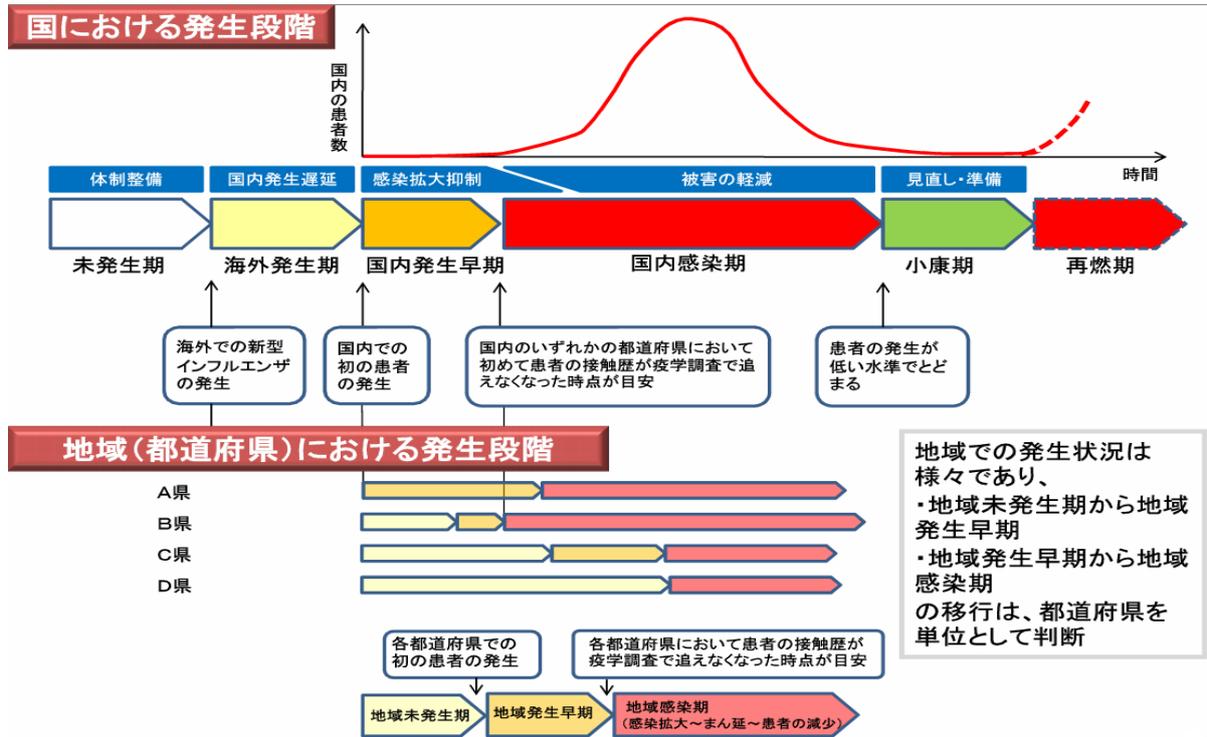
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

(4) 各段階の概要

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じ対応方針を定めておく必要がある。

本行動計画では、国、県と同様、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを、地域の実情に応じた戦略に即して6つの発生段階に分類し、県と密接な連携をとりながら、それぞれの段階に応じた対策等をとるものとする。

【行動計画における発生段階と方針】



○高千穂町における発生段階と状況

発生段階 (町・県)	状 態	発生段階 (国)
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
町(県)内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、町(県)内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	国内発生早期
町(県)内発生早期	町(県)内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者が接触歴を疫学調査で追える状態	
町(県)内感染期	町(県)内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (感染拡大～まん延～患者減少)	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げおよび引き下げ等を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策

等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、県が国と協議の上で判断することとしている。

本町においては、これら国、県の判断を踏まえ、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらには、緊急事態宣言が出された場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

発生段階における町内発生早期、町内感染期、小康期への移行については、県と協議の上、高千穂町新型インフルエンザ等対策本部において判断し、本部長が宣言する。

本町は、県境にあるため、隣県の新型インフルエンザ等の発生状況にも柔軟に対応するものとする。

○発生段階に応じた主な対策

【未発生期】

・目的

- 1) 情報の収集及び町民への情報提供
- 2) 発生に備えての体制整備

・主な対策

- 1) 関係課、保健所、医師会等と連携し、発生時に備え、連携体制の整備と情報の共有を図る。
- 2) 新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。
- 3) 支援を必要とする社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）及びコミュニケーションに支障を来すと思われる外国人を把握する。
- 4) 生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続き、手段等の検討を行う。
- 5) 感染防止用資器材等の備蓄を行う。
- 6) 業務継続計画を策定する。

【海外発生期】

・目的

- 1) 国内発生に備えての体制整備
- 2) 国内外の発生に関する情報の収集、共有及び提供

・主な対策

- 1) 関係課と協議を行い、初動対処方針について協議する。
- 2) 国内発生に備え、町内においてもサーベイランス（感染症の発生状況を調査、把握し、それを基に感染症の蔓延と予防に役立つシステム）体制を整える。
- 3) 新型インフルエンザ等の発生に関する国内外の情報を収集する。
- 4) 新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。
- 5) 特定接種対象者へのワクチン接種開始にともなう準備体制を整える。
- 6) 住民に対するワクチン接種開始にともなう準備体制を整える。
- 7) 遺体安置所のための施設確保の準備を行う。
- 8) 相談窓口の設置及び広報を行う。

【町（県）内未発生期】

・目的

- 1) 新型インフルエンザ等対策の実施
- 2) 新型インフルエンザ等感染拡大の抑制

・主な対策

新型インフルエンザ等対策本部を設置し、行動計画に基づき、基本的対処方針等を決定し、対策を実施する。

- 1) 新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。

- 2) 特定接種対象者にワクチンの接種を開始。
- 3) 相談窓口体制の拡充を行う。
- 4) 保健所等の関係機関と情報共有や連携強化を図る。
- 5) 社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）への日常生活支援及び外国人へのコミュニケーションの確保の体制整備を行う。

【 町（県）内発生早期 】

・ 目的

- 1) 全町的な新型インフルエンザ等対策の実施
- 2) 新型インフルエンザ等感染拡大の抑制

・ 主な対策

新型インフルエンザ等対策本部は、行動計画に基づき、対処方針を決定し、対策を実施する。

- 1) 新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。
- 2) 特定接種対象者にワクチンの接種を開始。
- 3) 保健所等の関係機関と情報共有や連携強化を図る。
- 4) 社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）への日常生活支援及び外国人へのコミュニケーションの確保を実施する。
- 5) 県内で発生した場合の拡大防止を図るため、徹底した感染拡大防止対策を実施する。
 - ・ 町民に対し、外出の自粛を呼びかける。
 - ・ 感染予防策として、うがい、手洗い、マスクの着用を呼びかける。
 - ・ 学校、通所施設等に対し、休校・休業を呼びかける。
- 6) 住民へのワクチン接種を開始する。
- 7) 県の設置する帰国者・接触者相談センターに関する広報を行う。
- 8) 相談窓口体制の拡充及び強化を行う。

【 町（県）内感染期 】

・ 目的

- 1) 健康被害を最小限に抑制
- 2) 社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）及びコミュニケーションに支障を来している外国人への支援の強化。
- 3) 円滑な埋火葬対策の実施

・ 主な対策

新型インフルエンザ等対策本部は、行動計画に基づき、それぞれの段階に応じた対処方針を決定し、対策を実施する。

- 1) 新型インフルエンザ等に関する情報と感染予防策を周知する。
- 2) 感染拡大防止のため、徹底した対策を継続実施する。
- 3) 社会的弱者（高齢者世帯、障がい者世帯等）への日常生活支援及びコミュニケーションに支障を来している外国人への支援を強化する。
- 4) 遺体安置所を必要に応じて開設する。

- 5) 死亡者については、円滑な埋火葬対策を講じる。

【 小康期 】

・ 目的

- 1) 対策の評価、次の流行対策
- 2) 社会、経済機能の段階的回復

・ 主な対策

- 1) 対策の評価を行い、次の流行に備えた対策を検討し、実施する。
- 2) 被害状況を把握し、早期回復を図るために、復旧方針及び支援策を決定、実行する。
- 3) 流行が終息するまでは、適宜、町民に対し、情報提供を行う。

3 行動計画の基本項目

本行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的である「可能な限り感染拡大を阻止し、町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限とする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保」を主要6項目とし、総合的な対策を推進する。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画を広く町民や関係機関に周知し、理解と協力のもとに全庁体制で取り組むものである。

※緊急事態宣言が発出されたら、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

※新型インフルエンザ等の病原体が人に対する毒性や感染力が強いと判断された場合、緊急事態宣言がなされていない段階でも任意の対策本部を設置し対策を実施する。

ア) 対策本部の設置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたときは、本部長を町長、副本部長を副町長・教育長とする「高千穂町新型インフルエンザ等対策本部」「高千穂町新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」）を設置し、行動計画に基づき、迅速かつ的確な対策を実施する。

①対策本部の所掌事務

- 新型インフルエンザ等の集団発生についての対策、決定に関すること。
- 新型インフルエンザ等の情報の収集に関すること。
- 関係組織との連絡調整に関すること。
- 隣接町との連携に関すること。
- 新型インフルエンザ等の予防啓発等に関すること。

- 行動計画の見直しに関すること。
- その他必要な事項。

②対策本部の事務局

事務局を総務課に置き、対策本部の事務を処理する。
対策会議の委員長には町長をもって充て、必要に応じ委員長が招集する。

③対策本部の構成

「本部長」は町長、「副本部長」は副町長及び教育長とする。
対策本部には、本部員として各課施設長及び消防団長を置き、相互に連携しつつ総合的な対策を推進する。

イ) 県との連携

新型インフルエンザ等対策は、国及び県との歩調を合わせた実施が求められること、また、医療等に関する専門的な知識も必要になることから、新型インフルエンザ等対策の実施に際しては、県との連携が不可欠である。そのため、県の連絡窓口を確認するとともに、平素から情報共有や対策の実施に向けた具体的な協議を行い、新型インフルエンザ等発生時の対策の実施が円滑に進められるよう、連携体制を整備する。

(2) サーベイランス・情報収集の協力

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果から得られた患者の臨床像等特徴を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつける。

本町においても県に協力し、各発生段階に応じたサーベイランスを実施する。サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状に関する情報や死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療関係における診療に役立てる。

○国内情報源

- ・厚生労働省
- ・感染症サーベイランスシステム (NESID)

＜ 発生段階とサーベイランス・情報収集 ＞

発生段階 (町・県)	患者の全数把握	入院患者の全数把握	学校等の集団発生の把握
未発生期	未実施	未実施	未実施
海外発生期	実施	実施	実施
町(県)内未発生期	実施	実施	実施
町(県)内発生早期	実施	実施	実施
町(県)内感染期	未実施	状況により実施	未実施
小康期	未実施	状況により実施	実施

(3) 情報提供・共有

収集した情報については、新型インフルエンザ等の感染防止やパニック防止の観点から、適宜、様々な媒体を用いて情報提供を行い、町民全体で情報を共有していく必要がある。

ア) 情報提供・共有の目的

関係者が、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることができるよう情報提供・共有を行う。この場合、一方向性の情報提供だけでなく、双方向性の情報共有や情報の受取手の反応の把握まで行う。

イ) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受取手が千差万別であることが考えられるため、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ) 発生前における町民等への情報提供

発生時の情報提供だけでなく、発生前においても、行政は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報を町民、医療機関、及び事業者等に情報を提供する。特に学校は集団感染の恐れが大きく、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健所や、教育委員会等と連携して、児童生徒等に対し感染症予防や公衆衛生についての情報を丁寧に提供することとする。

エ) 発生時における町民等への情報提供及び共有

発生時には、患者の発生状況や対策の実施状況等について、対策の理由を明確にしながら、個人情報の保護と公益性に十分配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことで、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

オ) 情報提供体制

情報提供に当たって本町は、情報を集約して一元的に発信する。

(4) 予防・まん延防止

感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、ピーク時の受診患者数を減少させ、入院患者を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施をしている対象の縮小・中止を行う。

ア) 主なまん延防止対策

- 個人・・感染法に基づき、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の措置を行うとともに、うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- 地域・・公民館及び自治会等の地域活動の自粛を促す。また、自治会から地域住民へ、まん延防止に関する啓発を行う。
- 職場・・国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策を徹底する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態宣言下では、県知事の要請に伴い、不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限の要請等を行う。

イ) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努める。

○特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

・ 特定接種の登録対象者

- ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る)
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種を実施するにあたっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）、④それ以外の事業者の順とする。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、政府対策本部が、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事業を決定するとしている。

・接種体制

特定接種は、それぞれの主体が接種体制を国に登録し、実施する。

○住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種の接種順位については、国が政府行動計画の中で以下の4群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としている。

①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者・妊婦）

②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③成人・若年者

④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

・住民接種の接種体制

住民接種は、町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

本町では、保健センター及び各出張所において集団接種を実施する。

（5）医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予想されるが、地域の医療資源には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

ア) 発生前における医療体制の整備について

予防の周知徹底等について、防災行政無線等で呼びかけると共に、保健福祉総合センター内に電話相談窓口を設置する。保健所と医療機関との情報共有体制の構築を進める。

イ) 発生時における医療体制の維持・確保

帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者がみられるようになった場合、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替わる。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、本人の罹患や家族の罹患により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により、最低限の町民の生活を維持することが困難になるおそれがある。

新型インフルエンザ等発生時には、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の町民生活を維持できるよう、水道等のライフラインを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

また、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備え、遺体安置所、一時的埋葬地の確保を図る。

4 対策実行の確保

(1) 対策の具体的実施手順の関係機関との調整

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての具体的な手順は、各関係機関との調整を行い、必要に応じてマニュアルを作成する。

(2) 業務継続策定の検討

新型インフルエンザ等発生時に、役所機能を維持しなければ、対策の実施も不可欠となることから、業務継続計画の作成についても検討を進める。

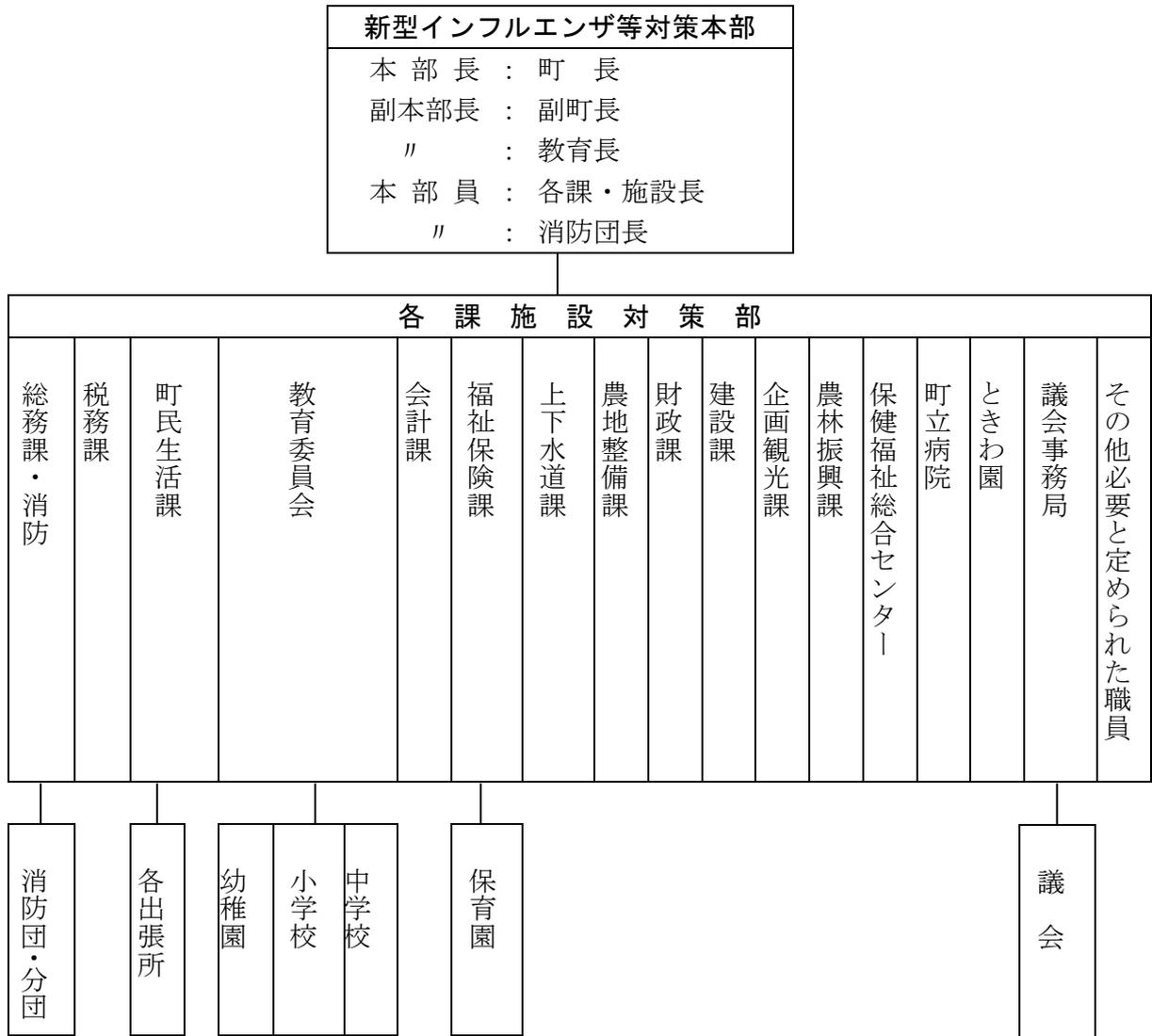
その際、本町が担っている、上下水道、ごみ処理、消防、救急搬送など、町民の生活維持に不可欠な行政サービスについては、新型インフルエンザ等発生時においても、継続して実施できるよう、感染予防対策の徹底や人員の確保等に十分配慮する。

5 計画の見直し

国や県の計画やガイドラインの改定に合わせて見直すものとする。

一各 論一

【高千穂町新型インフルエンザ等対策組織図】



【対策会議】 事務局：総務課
 委員長：町長
 副委員長：副町長
 〃：教育長

- ア) 対策会議の事務局は総務課に置き、必要に応じて委員長が招集する。
- イ) 対策会議は次の事務を掌握する。
- ① 新型インフルエンザ等の集団発生についての対策・決定に関すること。
 - ② 新型インフルエンザ等の情報の収集に関すること。
 - ③ 関係組織との連絡調整に関すること。
 - ④ 隣接町との連携に関すること。
 - ⑤ 新型インフルエンザ等の予防啓発に関すること。
 - ⑥ 行動計画の見直しに関すること。
 - ⑦ その他必要な事項。

【各部における共通事務分掌】

- 1 本部長が特に命ずること
- 2 対策本部との連絡調整に関すること
- 3 各課との連絡調整及び関係各課への応援に関すること
- 4 業務継続計画に関すること
- 5 その他の、所管する業務において、パンデミック時に対応が求められるもの

【各部の個別業務】

部 の 名 称	個 別 業 務
総務課 総括責任者 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長との連絡調整に関すること ・職員の安全衛生に関すること ・職員の動員命令に関すること ・対策本部の庶務及び対策会議に関すること ・他の課の業務に属さないことに関すること ・情報の収集及び伝達報告等に関すること ・集計及び報告に関すること ・関係職員の動員及び職員の派遣に関すること ・関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること ・消防団に関すること ・自衛隊の派遣要請に関すること ・救急業務に関すること ・関係文書の受理配布に関すること ・本部及び各課・各関係機関との連絡調整に関すること ・その他の各部に属さない事項 ・近隣市町村との連絡調整に関すること ・庁舎の整備及び庁内発生時の対策に関すること
財政課 総括責任者 (財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対策の予算に関すること ・各課における共通事務分掌に関すること
上下水道課 総括責任者 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道業務全般の良好な遂行に関すること ・各課における共通事務分掌に関すること
福祉保険課 総括責任者 (福祉保険課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の状況把握・連絡に関すること ・福祉施設の閉鎖措置に関すること ・児童クラブの状況把握・連絡に関すること ・各課における共通事務分掌に関すること
町民生活課 各出張所 総括責任者 (町民生活課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の埋火葬、安置に関すること ・各課における共通事務分掌に関すること

農林振興課 総括責任者 (農林振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんにおける万一の発生に備えた防疫体制の強化 ・各課における共通事務分掌に関する事
建設課 総括責任者 (建設課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅等に関する事 ・各課における共通事務分掌に関する事
企画観光課 総括責任者 (企画観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線に関する事 ・広報に関する事 ・温泉（観光）施設等における感染拡大防止確保に関する事 ・通信網、情報システムの確保に関する事 ・各事業者に対する感染拡大防止確保協力依頼に関する事 ・イベント自粛の検討に関する事 ・ふれあいバスに関する事 ・各課における共通事務分掌に関する事
農地整備課 総括責任者 (農地整備課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各課における共通事務分掌に関する事
税務課 総括責任者 (税務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各課における共通事務分掌に関する事
会計課 総括責任者 (会計課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・出納事務に関する事 ・各課における共通事務分掌に関する事
教育委員会 総括責任者 (次長兼教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の被災状況把握及び対策に関する事 ・幼稚園児及び児童生徒の安全対策、予防教育に関する事 ・小中学校の臨時休業の要請・指導 ・教職員の健康管理に関する事 ・小中学校の各種行事・イベント等の延期や中止の指導 ・教育委員に関する事 ・社会教育施設に関する事 ・各課における共通事務分掌に関する事
保健福祉 総合センター 総括責任者 (事務長)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康相談等総合相談に関する事 ・住民からの問い合わせ、支援に関する事 ・在宅介護支援、地域包括支援総合相談に関する事 ・訪問看護に関する事 ・住民の安全・安心の確保に関する事 ・独居高齢者弱者支援に関する事 ・医療機関との連携に関する事 ・感染予防対策に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・高千穂保健所との連絡調整に関する事 ・介護認定審査会との連絡調整に関する事 ・啓発活動に関する事 ・各課における共通事務分掌に関する事
ときわ園 総括責任者 (園長)	<ul style="list-style-type: none"> ・入園者の総合的な安全の確保及び管理に関する事 ・ときわ園独自の行動に関する事
消防団 総括責任者 (消防団長)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、防災活動に関する事 ・救助対策に関する事
議会事務局 総括責任者 (事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会との連携調整に関する事 ・各課における共通事務分掌に関する事

1. 発生段階ごとの主な対策と役割分担(発生段階別対策と業務)

(1) 未発生期	
○状態	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
○対策の目的	・ 発生に備えて体制の整備を行う。
○対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画を踏まえ、関係団体と連携を図り、対応体制の整備や、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るために、継続的な情報提供を行う。
【実施体制】	
①業務継続計画の策定を行い、必要に応じて随時見直す。	総務課
②町行動計画の策定を行い、必要に応じて随時見直す。	保健センター
③連携体制の整備や情報の共有を図る	全施設課
【サーベイランス・情報収集】	
①要支援者の把握をする。	福祉保険課 保健センター
②生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続き手段を検討する。	総務課 町民生活課
③河川や公園等における異常鳥や死亡野鳥の状況を把握する。	農林振興課
④家きんにおける鳥インフルエンザ対策の徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から、家きん舎等の衛生管理を心がけるよう周知する。 ・ 発生農場について、国及び県との連携の上、関連情報の収集に努め、必要に応じて防疫対策に協力する。 	
【情報提供・共有】	
①継続的な情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供をするための準備をする。 	総務課 企画観光課 保健センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。 	保健センター
体制整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の情報提供の内容や、媒体等について決定する。 ・ 県や医師会等の関係機関との担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。 ・ 発生時に、町民からの相談に応じるための相談窓口を設置する準備を行う。 	総務課

【予防・まん延防止】	
<p>①対策実施のための準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人における対策の普及 学校・事業所に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な普及を図る。 	保健センター
<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築 《特定接種》 本町は、国の要請により、特定接種の対象となり得る本町職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を進める。 《住民接種》 本町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。 情報提供 本町は、国から示される新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、町民に情報提供を行い、町民の理解促進を図る。 	保健センター
【医療】	
<p>①地域医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町は、保健所、郡医師会、郡薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関や医療機関、薬局、消防等の関係者など、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。 医療機関において、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。 	総務課
<p>②国内感染期に備えた医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町は、地域の実績に応じ、入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。 本町は、県と協力して新型インフルエンザ等の患者に対して入院治療が可能な病床数を把握する。 	町立病院
<p>③本町は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。</p>	総務課
<p>④本町は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p>	町立病院 保健センター
<p>⑤最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員のための個人防護具の備蓄を行う。</p>	総務課

【町民生活及び地域経済の安定の確保】	
<p>①新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、町（県）内発生期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決定する。 	<p>総務課 町民生活課 福祉保険課 保健センター</p>
<p>②火葬能力等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握、検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。 	<p>町民生活課</p>
<p>③物資及び資材の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品そのたの物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。 	<p>町立病院 保健センター</p>
<p>④生活保護者への支援等を検討する。</p>	<p>福祉保険課</p>

(2) 海外発生期	
○状態	・海外で新型インフルエンザ等患者が発生したが、国内では患者発生が確認されていない状態。
○対策の目的	・町内における新型インフルエンザ等患者の早期発見に努める。 ・町（県）内発生に備えて体制の整備を行う。
○対策の考え方	・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・町内で発生した場合に早期に発見できるよう、町内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ・町（県）内発生に備え、町（県）内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。 ・検疫等により国内発生を遅らせる間に、医療機関等への情報提供、診療体制の確立、町民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンドミックワクチンの接種等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。
【実施体制】	
①体制強化等 ・各対策部の対策実施と関係機関との連携強化及び情報の共有化を図る。 (初動対処方針等についての協議)	総務課
【サーベイランス・情報収集】	
①海外での発生状況等の情報収集 ・病原体に関する情報。疫学情報（症状・症例定義・致死率等）。治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）。	保健センター
②新型インフルエンザ等のサーベイランス体制の整備 ・国及び県からの要請があった場合は、町内における患者発生状況を把握するとともに、患者発見を目的としたサーベイランス体制を整備する。	
【情報提供・共有】	
①情報提供 ・海外での発生状況、国内で発生した場合に必要となる対策等を情報提供する。	保健センター
・新型インフルエンザ等の基礎知識及び予防方法について情報を提供する。	
②相談窓口の設置・広報 ・町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置及び広報を行う。	

③情報共有 ・本町は、国、県及び関係機関との情報共有を行う。	総務課
【予防・まん延防止】	
①まん延防止策の準備 ・本町は、国及び県と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接種者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。	総務課
②予防接種 ・予防接種体制 《特定接種》 本町は、パンデミックワクチンが有効な場合、県と連携して、本町職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。 《住民接種》 本町は、国、県及び郡医師会等と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を進める。	保健センター
③情報提供 ・本町は、国から示されるワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位といった具体的な情報を、引き続き住民に積極的に提供する。	保健センター
【医療】	
①医療体制の整備 ・帰国者、接触者相談センターへの案内等町民へ周知する。 ・高千穂町立病院が帰国者接触者外来を開設した場合は連携する。	保健センター
・帰国者接触者外来の開設準備をする。	町立病院
【町民生活及び地域経済の安定の確保】	
①遺体の埋火葬・安置 ・未発生期で整備した体制確保の準備。	町民生活課

(3) 町(県)内未発生期	
○状態	・国内において新型インフルエンザ等患者が発生したが、町(県)内では患者発生が確認されていない状態。
○対策の目的	・海外発生期に準ずる。
○対策の考え方	・海外発生期に準ずる。
【実施体制】	
①緊急事態宣言が発出された場合には、対策本部を設置する。	総務課
②郡医師会、保健所等との連携強化及び情報の共有を図る。	
【サーベイランス・情報収集】	
①国内外での発生状況等の情報収集	保健センター
②新型インフルエンザ等のサーベイランスの実施 ・国及び県からの要請があった場合は、患者発見を目的としたサーベイランスを実施する。	町立病院 保健センター
【情報提供・共有】	
①情報提供 ・国内での発生状況と町(県)内発生時に必要となる対策等の情報を提供する。 ・新型インフルエンザ等の基礎知識及び予防方法について情報を提供する。	保健センター
②相談窓口の拡充を行う ・町民からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。	
③情報共有 ・本町は、国、県及び関係機関との情報共有を行う。	総務課
【予防・まん延防止】	
①町内保育所、幼稚園、学校のサーベイランス体制を強化し、感染状況を確実に把握するとともに、各園、学校への情報提供により情報の共有化を図る。	教育委員会 福祉保険課 保健センター
②新型インフルエンザ等の拡大状況や感染症の特徴等の情報収集を行う。	保健センター
③新型インフルエンザ等に関する最新情報や町の対策、感染予防策実施の徹底を周知する。周知に当たっては、視覚・聴覚障がい者、外国人に配慮したものとする。 ・不要な外出は避ける、マスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケット、新型インフルエンザ等を疑う場合の受診方法について等	企画観光課 保健センター
⑤予防接種 《住民接種》 ・町は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、町民への接種に関する情報提供を開始する。	保健センター

・接種の実施にあたり、学校・公共施設を中心に接種会場を確保し、集団接種を行う。	
【医療】	
①医療体制の整備 ・帰国者接触者相談センターへの案内等町民へ周知する。	保健センター
・一般病院でも診療できる体制の準備 ・海外発生期に引き続き帰国者接触者外来の開設準備をする。	町立病院
【町民生活及び地域経済の安定の確保】	
①町民に対し、発生時に社会機能維持に向けた取り組みに心がけるよう周知する。 ・備蓄状況の確認、資源等の消費節減、ごみの排出抑制など。	総務課
②事業者に対し、事業縮小に向けた準備を行うよう周知する。	
③新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 ・本町は、町（県）内発生期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を決定する。	総務課 町民生活課 福祉保険課 保健センター
④遺体の埋火葬・安置 ・海外発生期での体制を再確認する。	町民生活課
⑤感染拡大期やまん延期に備え、防犯、防災機能を維持し、住民生活の安全・安心を確保できるよう関係機関と連携し対応する。	総務課

※緊急事態宣言の措置

(1) 緊急事態宣言

- ①国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行う。
- ②緊急事態宣言においては、国が緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。

(2) 町対策本部の設置

- ①緊急事態宣言がなされた場合、速やかに本町対策本部を設置する。

(4) 町(県)内発生早期	
○状態	・町(県)内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追うことができる状態。
○対策の目的	・町(県)内での発生の遅延と早期発見に努める。 ・町(県)内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
○対策の考え方	・早期に発見できるよう、町(県)内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ・流行のピークを遅らせるため、引き続き感染防止対策等を行う。緊急事態宣言が発出された場合は、積極的な感染拡大防止策をとる。 ・個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、町民に対し、積極的な情報提供を行う。 ・町(県)内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
【実施体制】	
①緊急事態宣言がされた場合には、対策本部を設置する。	総務課
②郡医師会、保健所等との連携強化及び情報の共有を図る。	
【サーベイランス・情報収集】	
①国内外での発生状況等の情報収集	保健センター
②新型インフルエンザ等のサーベイランスの実施 ・国及び県の要請があった場合は、町内における患者発生状況を把握するとともに、患者発見を目的としたサーベイランスを実施する。	町立病院 保健センター
◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	
・国及び県の要請があった場合は、園、学校のサーベイランスに協力する。	教育委員会 福祉保険課
【情報提供・共有】	
①新型インフルエンザ等に関する最新情報や町の対策等を周知する。	総務課 保健センター
②町民に対して、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報も適切に提供する。	町立病院 保健センター

③相談窓口の拡充・強化を行う。 ・不安拡大に伴う相談等、専門的な内容の問い合わせが増加するため、相談窓口体制を拡充・強化する。	保健センター
④情報共有 ・本町は、国、県及び関係機関との情報共有を行う。	総務課
◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合 ・本町は、県による不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限がなされた場合、町民への周知を行う。	
【予防・まん延防止】	
①予防接種 《住民接種》 ・住民に対する、ワクチンの集団接種を行う。	保健センター
◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合 ・特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。	
②町（県）内でのまん延防止策 ★本町は、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの県の行う措置に協力する。 ★町民や事業者に対し、感染予防と拡大阻止のための予防策の励行を呼びかけ、徹底した感染拡大防止対策を実施する（住民、事業者等に対し次の依頼を行う）。 ・住民、事業所、福祉施設に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染症対策等を勧奨する。 ・事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。 ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を依頼する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう、学校の設置者に依頼する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう依頼する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。	総務課

【医療】		
<p>①県が行う搬送体制確保に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 ・ 県の設置する帰国者・接触者相談センターの広報を行い、帰国者接触者相談センターを介して、帰国者接触者外来を受診するよう周知する。 	総務課	
<p>②一般の医療機関でも診療する体制に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の要請に基づき外来を指定しての診療体制から一般の医療機関の診療体制に移行する。 	町立病院	
◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者等が増加してきたら、国及び県の要請に基づき、感染症指定医療機関等の診療体制から一般の医療機関診療体制に移行する。 		
【町民生活及び地域経済の安定の確保】		
<p>①町民に対し、発生時に社会機能維持に向けた取り組みに心がけるよう周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄状況の確認、資源等の消費節減、ごみの排出抑制など。 	総務課	
<p>②事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。</p>		
<p>③新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町は、町（県）内発生期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を開始する。 	総務課 町民生活課 福祉保険課 保健センター	
<p>④遺体の埋火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な遺体安置施設、埋葬地等を決定する。 	町民生活課	
◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町は、国及び県と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の依頼を行う。 	総務課	

(5) 町(県)内感染期	
○状態	<ul style="list-style-type: none"> ・町(県)内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
○対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。
○対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、町民がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。 ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・勤務できないものの増大が予測されるが、町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるための必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。
【実施体制】	
<ul style="list-style-type: none"> ・本町新型インフルエンザ等対策本部は、行動計画に基づき、対策を実施する。 <p>※新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなかった場合においては、特措法に基づく、他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。</p>	総務課
【サーベイランス・情報収集】	
<ul style="list-style-type: none"> ・本町は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止する。 	保健センター
【情報提供・共有】	
①引き続き、新型インフルエンザ等に関する最新情報や町の対策等を周知する。	総務課
②町民に対して、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報も適切に提供する。	保健センター
③相談窓口の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、相談窓口機能を継続する。 	

<p>④情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、国、県及び関係機関との情報共有を行う。 	<p>総務課</p>
<p>◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・本町は、県による不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限がなされた場合、町民への周知を行う。 	
<p>【予防・まん延防止】</p>	
<p>①予防接種《住民接種》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法第6条3項に基づく臨時接種を行う。 	<p>保健センター</p>
<p>◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 	
<p>②町（県）内でのまん延防止策（感染拡大防止対策）</p> <p>★引き続き、町民や事業者に対し、感染予防と拡大阻止のための予防策の励行を呼びかけ、徹底した感染拡大防止対策を実施する（住民、事業者等に等に対し次の依頼を行う）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業所、福祉施設に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染症対策等を勧奨する。 ・事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。 ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を依頼する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう、学校の設置者に依頼する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう依頼する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。 	<p>総務課</p>
<p>◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請のもと外出制限、施設の使用制限等が行われるため、指示に従い協力する。 	
<p>③国の要請により、町（県）内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接種者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる。また、患者の同居者に対する予防投与については、国が行う抗インフルエンザ薬の効果に対する評価をもとに継続の有無を決定する。</p>	

【医療】	
<p>①患者への対応</p> <p>★国及び県の要請により、本町は、以下の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。 ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。 ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。 	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。 	町立病院
<p>②医療機関等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 	保健センター
<p>③在宅で療養する患者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 	総務課 町民生活課 福祉保険課 保健センター
◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・上記の対策に加え、必要に応じて国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合に患者治療のために定員超過入院等を行う。また、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県知事の要請に伴い臨時の医療施設を設置し医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。 	町立病院
【町民生活及び地域経済の安定の確保】	
<p>①事業者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。 <p>②町民・事業者への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜し 	総務課

<p>みが生じないように要請する。</p>	
<p style="text-align: center;">◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合</p>	総務課
<p>①生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の依頼を行う。(特措法第59条) ・生活関連物資等の需給・価格変動や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報提供に努める。 	
<p>②新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。 	総務課 町民生活課 福祉保険課 保健センター
<p>③埋火葬の特例等（特措法第56条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の要請により、火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させる。 ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的遺体安置施設、埋葬地を開設する。また、国が埋火葬の特例を定めた場合には、適切に特例措置を実施する。 	総務課 町民生活課

(6) 小康期	
○状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状態。
○対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 ・ 町民の生活、経済への影響を最小限に抑える。
○対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。
【実施体制】	
①本町対策本部の廃止	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに町対策本部を廃止する。 	
②対策の評価と見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び県の要請により、実施した対策の評価を行い、再流行に備えた対策を検討し、実施する。 	
③各地域の感染動向を踏まえつつ、県の要請に基づき、外出や集会の自粛の解除、学校、通所施設及び事業所等の再開を行う。	
【サーベイランス・情報収集】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。 	教育委員会 福祉保険課
【情報提供・共有】	
①相談窓口の縮小	保健センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数等の状況をみながら、相談窓口を縮小する。 	
②新型インフルエンザ等の流行が終息するまでは、適宜、町民及び事業者に対し、国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。	
【予防・まん延防止】	
①引き続き町民に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知する。	保健センター
②予防接種	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 流行の第二波に備え、住民に対し、予防接種法第6条3項に基づく臨時接種を行う。 	
◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	

①予防接種 ・上記の対策に加え、必要に応じて国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を行う。	
【医療】	
①医療体制 ・国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。	総務課
◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	
・必要に応じ、町(県)内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。	
【町民生活及び地域経済の安定の確保】	
①町民及び事業者への情報提供 ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ・自粛していた社会活動、閉鎖した学校や施設等、高齢者や障がい者等への支援等を平常時の体制に戻すことを周知する。	総務課
②社会的弱者への支援は、流行等の状況に合わせて平常時の体制に移行する。	総務課 町民生活課 福祉保険課 保健センター
③一時的遺体安置所は、新型インフルエンザ等による死亡者数を踏まえ、順次閉鎖する。	総務課 町民生活課
④町民・事業者等へ協力要請した項目等について評価し、必要に応じて見直す。 ※食料品の備蓄、燃料資源の消費抑制及びごみの排出抑制。 ※価格高騰、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請。 ※社会的弱者への支援。 ※遺体への適切な対応。	総務課
◎町が緊急事態宣言区域に指定されている場合	
①新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 ・国及び県と連携し、国内及び県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止する。	

業務継続計画

高千穂町のパンデミックにおける業務継続について

課	係	分 掌 事 務	継 続 業 務	停 止 業 務	
総務課	行政係	①議会及び一般行政に関すること。	○		
		②条例、規定、告示等の診査及び編さんに関すること。		○	
		③儀式及びほう賞に関すること。		○	
		④行政不服審査及び訴訟に関すること。		○	
		⑤事務引継ぎに関すること。		○	
		⑥公告式及び令達に関すること。		○	
		⑦庁中取締り及び宿日直に関すること。		○	
		⑧庁舎及び構内の保安管理、清掃に関すること。	○		
		⑨渉外に関すること		○	
		⑩町長公室に関すること。	○		
		⑪選挙管理委員会に関すること。		○	
		⑫課内庶務に関すること。		○	
		⑬広域行政に関すること。		○	
		⑭公用車に関すること。		○	
		⑮文書事務指導及び改善にすること。		○	
		⑯帳票の管理に関すること。		○	
		⑰文書及び物品の收受、発送及び文書の浄書印刷に関すること。	○		
		⑱文書の経常的管理、編さん及び保存に関すること。		○	
		⑲他の係りに属さない事務に関すること。		○	
	人事係	①職員の任免、分限、懲戒、服務、勤務時間その他勤務条件に関すること。			○
		②職員の昇給その他給与に関すること。	○		
		③職員の勤務命令に関すること。	○		
		④職員の研修に関すること。		○	
		⑤職員団体に関すること。		○	
		⑥非常勤職員の選任又は任命に関すること。		○	
		⑦職員の共済及び退職手当に関すること。	○		
		⑧職員の安全及び衛生に関すること。	○		
		⑨公務災害補償に関すること。		○	
		⑩職員の福利厚生に関すること。		○	
消 防 防 災 係	①消防団に関すること。		○		
	②危険物の取締りに関すること。			○	

		③建物の消防施設に関する事。		○
		④火災予防及び防火管理者に関する事。		○
		⑤消防計画に関する事。		○
		⑥救急業務に関する事。	○	
		⑦防災計画及び防災会議に関する事。	○	
		⑧災害情報の収集および災害報告に関する事。	○	
		⑨災害の予防に関する事。		○
		⑩防災行政無線の維持管理に関する事。	○	
		⑪自衛官募集に関する事。		○
	交通安全防犯	①交通安全対策及び防犯に関する事。		○
財政課	財政係	①歳入歳出予算の編成及び運用に関する事。	○	
		②財政の計画及び調査に関する事。		○
		③収入支出の審査及び命令手続きに関する事。	○	
		④地方交付税に関する事。	○	
		⑤資金の調達及び収支の調達に関する事。	○	
		⑥起債及び一時借入金に関する事。	○	
		⑦その他の財務に関する事。		○
	管財係	①財産台帳に関する事。		○
		②町有財産の維持管理に関する事。		○
		③町有財産の取得、処分、借入れ及び貸付けに関する事。	○	
		④町有財産の火災保険に関する事。	○	
		⑤町有林の経営管理に関する事。		○
		⑥法定外公共物譲与等に関する事。		○
	契約用度係	①測量、建設工事の入札参加資格に関する事。		○
		②測量、建設工事の入札、契約に関する事。	○	
		③物品売買契約その他契約の締結に関する事。	○	
		④物品の処分に関する事。		○
		⑤物品の規格統制に関する事。		○
⑥購入物品の確認に関する事。			○	
税務課	納税係	①徴税の徴収に関する事。		○
		②徴収受託、徴収委託に関する事。		○
		③滞納整理に関する事。		○
		④滞納処分に関する事。		○
		⑤欠損処分及び執行停止に関する事。		○
		⑥諸証明の交付に関する事。	○	
		⑦統計及び報告事務に関する事。		○
		⑧他の係に属さない事務に関する事。		○

	町民税 係	①町県民税の調査賦課に関する事	○	
		②町県民税の賦課資料の収集、調査に関する事		○
		③町民税課税台帳に関する事		○
		④国民健康保険税の賦課に関する事	○	
		⑤軽自動車税の賦課に関する事	○	
		⑥軽自動車税の賦課資料の収集、調査に関する事		○
	資産税 係	①固定資産評価に関する事		○
		②償却資産の照査及び検査に関する事		○
		③土地、家屋の異動に関する事		○
		④固定資産の賦課に関する事	○	
		⑤固定資産課税台帳及び土地図に関する事		○
		⑥地籍調査台帳整理に関する事		○
		⑦諸台帳の管理及び整理に関する事		○
⑧固定資産税の概要調書に関する事			○	
⑨固定資産評価審査委員会に関する事			○	
⑩特別土地保有審議会に関する事			○	
⑪国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事			○	
⑫たばこ税の賦課資料の収集、調査に関する事			○	
⑬入湯税に関する事			○	
	地籍 調査係	①地籍事業に関する事	○	
町民 生活課	戸籍係	①戸籍に関する事	○	
		②人口動態に関する事		○
		③犯罪に関する事		○
		④死体（胎）埋火葬許可に関する事	○	
		⑤戸籍統計に関する事		○
町民係	①住民基本台帳に関する事	○		
	②印鑑登録に関する事	○		
	③出張所との連絡調整に関する事	○		
	④自動車の臨時運行に関する事	○		
	⑤窓口手数料に関する事	○		
	⑥住民統計に関する事		○	
生活 環境係	①公害に関する事		○	
	②一般廃棄物に関する事	○		
	③環境に関する事		○	
	④墓地に関する事		○	
	⑤合併処理浄化槽に関する事		○	
	⑥狂犬病予防に関する事		○	
	⑦消費者行政に関する事	○		

	国民年金係	①国民年金保険料に関する事	○	
		②国民年金手帳に関する事	○	
		③被保険者及び受給者の管理に関する事		○
		④国民年金の給付に関する事	○	
企画観光課	商工観光係	①商工鉦業の経営合理化に関する事		○
		②商工鉦業各種団体の育成指導に関する事		○
		③中小企業の金融に関する事	○	
		④企業の振興に関する事		○
		⑤企業誘致に関する事		○
		⑥度量衡に関する事		○
		⑦観光情報の受・発信に関する事	○	
		⑧観光の受入れ態勢強化に関する事		○
		⑨観光客の誘致宣伝に関する事		○
		⑩観光関連施設の管理運営に関する事	○	
		⑪自然保護及び環境保全に関する事		○
		⑫自然公園内の整備、維持管理に関する事		○
		⑬自然公園法の許認可事務に関する事		○
		⑭内水面漁業の振興に関する事		○
		⑮淡水魚水族館の運営管理に関する事	○	
		⑯養魚場の運営管理に関する事	○	
				⑰温泉等保養施設の運営管理に関する事
	地域振興係	①地域振興に係る計画・調整に関する事		○
		②地域づくり施策の構想・具体化に関する事		○
		③まちづくり施策の構想・具体化に関する事		○
		④交流促進に関する事		○
		⑤定住促進に関する事		○
		⑥ふれあいバス運行・管理に関する事	○	
	国際交流係	①姉妹都市交流に関する事		○
		②国際交流に関する事		○
	企画開発係	①重要施策の総合企画及び調整に関する事		○
		②行財政の長期対策の立案に関する事		○
		③特定地域の振興計画に関する事		○
		④広域行政に関する事		○
		⑤土地利用規制等対策に関する事		○
		⑥交通行政に関する事		○
		⑦地史類の編さん、記録の保存に関する事		○
		⑧エネルギー施策の構想・企画に関する事		○
		⑨バイオマス施策の構想・企画に関する事		○
		⑩地方再生に係る施策の具体化に関する事		○

		①雇用対策に関すること。		○
		⑫観光企画に関すること。		○
福祉 保険課	広報係	①町の広報に関すること。	○	
		②防災行政無線の放送及び運営に関すること。	○	
		③町広報誌の編集発行に関すること。		○
		④広聴に関すること。		○
		⑤広報資料の作成保存に関すること。		○
	情報 システム係	①情報システムの構築に関すること。		○
		②地域情報化に関すること。		○
		③行政システムの運用・管理に関すること。	○	
		④情報通信システムの運用・管理に関すること。	○	
		⑤情報システムの利用技術の向上に関すること。		○
	統計係	①統計の企画及び分析に関すること。		○
		②町の統計調査に関すること。		○
		③受託統計調査に関すること。		○
		④他課の統計の調整に関すること。		○
		⑤行政資料の収集・管理に関すること。		○
男女共同 参画係	①男女共同参画に関する施策の企画及び総合調整に関する こと。		○	
社会 福祉係	①社会福祉全般に関すること。	○		
	②社会福祉法人等の育成指導に関すること。		○	
	③民生委員、児童委員会に関すること。		○	
	④ボランティア事業に関すること。		○	
	⑤保険事業の支援に関すること。		○	
	⑥援護に関すること（生活保護、罹災者、行旅病院等）	○		
	⑦戦没者、遺家族及び軍人恩給等に関すること。		○	
	⑧診療施設の管理運営に関すること。	○		
	⑨社会福祉施設の整備、管理運営に関すること。	○		
	⑩精神障がい・知的障がい支援に関すること。	○		
	⑪障がい者福祉に関すること。	○		
	⑫福祉に関わる給付金等に関すること。	○		
高齢者 福祉係	①老人福祉全般に関すること。	○		
	②敬老事業に関すること。		○	
	③老人福祉施設の管理運営に関すること。	○		
	④高齢者福祉に関すること。	○		
児童 福祉係	①保育所に関すること。	○		
	②児童福祉に関すること。	○		
	③児童福祉施設の管理運営に関すること。	○		
	④乳幼児医療、少子化対策に関すること。	○		

		⑤母子、寡婦及び父子福祉に関する事。		○	
国民健康 保 険 係		①国民健康保険の事業運営に関する事。		○	
		②保険給付に関する事。		○	
		③被保険者の保健に関する事。	○		
		④後期高齢者医療に関する事。		○	
		⑤保険税に関する事。	○		
		⑥老人医療保険清算に関する事。		○	
農 林 振興課	農 林 振興係	①農林経営合理化指導に関する事。		○	
		②関係団体及び組合の育成指導に関する事。		○	
		③農業災害に関する事。	○		
		④農山村の振興に関する事。		○	
		⑤主要農作物に関する事。		○	
		⑥その他一般農事に関する事。		○	
		⑦課内庶務に関する事。		○	
	園 芸 特産係		①そ菜園芸の指導生産計画に関する事。		○
			②果樹園芸の指導生産計画に関する事。		○
			③花き園芸の指導生産計画に関する事。		○
			④花いっぱい運動の推進及び技術指導に関する事。		○
			⑤養蚕の振興生産指導に関する事。		○
			⑥茶業の振興生産指導に関する事。		○
			⑦葉たばこの生産に関する事。		○
			⑧特産物の指導生産計画に関する事。		○
			⑨関係団体の育成指導に関する事。		○
	畜産係		①畜産の振興に関する事。		○
			②家畜の保護衛生及び防疫に関する事。	○	
			③飼料作物に関する事。		○
			④家畜及び家きんの飼育指導及び生産計画に関する事。	○	
			⑤関係団体の育成指導に関する事。		○
	林業係		①林業経営及び防災に関する事。		○
			②林業の振興及び指導に関する事。		○
			③関係団体の育成指導に関する事。		○
			④保安林に関する事。		○
			⑤火入許可に関する事。		○
			⑥狩猟に関する事。		○
			⑦その他林務に関する事。		○
林 業 土 木 係		①林道に関する事。		○	
		②林道災害復旧に関する事。	○		
		③作業道に関する事。		○	
		④治山事業に関する事。		○	

農地整備課	事務係	①事業事務に関すること。		○
		②関係団体の育成指導に関すること。		○
		③課内庶務に関すること。	○	
	土地改良係	①土地改良に関すること。		○
		②農業基盤整備に関すること。		○
		③県営土地改良事業計画に関すること。		○
	防災係	①災害復旧事業に関すること。		○
		②防災事業に関すること。		○
		③県営防災事業計画に関すること。		○
建設課	事務係	①課内事務の管理に関すること。	○	
		②課内車両の運行管理に関すること。	○	
		③道路愛護に関すること。		○
		④用地交渉に関すること。		○
		⑤課内庶務に関すること。	○	
	土木係	①道路、下水路及び橋梁の新設改良及び維持管理に関すること。	○	
		②河川、治水、堤防等に関すること。	○	
		③土木災害復旧に関すること。	○	
		④道路交通に関すること。	○	
		⑤交通安全施設に関すること。	○	
		⑥急傾斜対策事業に関すること。		○
		⑦その他土木事業に関すること。		○
	都市計画係	①都市計画事業に関すること。		○
	建築係	①町有建設の設計、建築及び営繕に関すること。	○	
		②建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物等に関すること。		○
		③その他建築に関すること。		○
	住宅管理係	①町営住宅の整備計画、維持管理に関すること。	○	
		②町営住宅の入退去及び住宅使用料に関すること。		○
		③町営住宅入居者選考委員会に関すること。		○
	国県道対策係	①提言活動に関すること。		○
		②期成同盟会に関すること。		○
会計課	会計係	①現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納、保管及び記録管理に関すること。	○	
		②小切手の振出しに関すること。	○	
		③有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。		○
		④支出負担行為の確認及び支払いに関すること。	○	

		⑤決算書の調整に関すること。		○
		⑥物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。	○	
		⑦財産の記録管理に関すること。		○
上 下 水道課	業務係	①課内の庶務に関すること。	○	
		②公印の保管に関すること。	○	
		③条例、規程及び議案に関すること。		○
		④水道委員会に関すること。		○
		⑤文書の收受、発送、保管に関すること。	○	
		⑥総合企画及び統計調査に関すること。		○
		⑦職員の任免、分限、賞罰、給与、勤務条件、研修その他身分に関すること。		○
		⑧職員の福利、厚生、保健衛生及び安全に関すること。	○	
		⑨労働協約、苦情処理その他労務に関すること。	○	
		⑩予算、決算出納事務及び財務諸表に関すること。	○	
		⑪財産の取得、管理及び処分に関すること。		○
		⑫企業債、借入金及び基金に関すること。	○	
		⑬現金、有価証券の保管に関すること。	○	
		⑭剰余金処分に関すること。		○
		⑮工事請負その他各種契約に関すること。	○	
		⑯棚卸資産物品の購入、検収に関すること。		○
		⑰事務用物品の出納及び保管に関すること。		○
		⑱不用品の売却及び廃棄に関すること。		○
		⑲車両の維持管理及び運行に関すること。	○	
		⑳業務状況及び事業報告に関すること。		○
		㉑上下水道料金の算定及び認定に関すること。	○	
		㉒上下水道料金その他の諸収入の調定に関すること。	○	
		㉓上下水道料金その他の諸収入の収納に関すること。	○	
		㉔上下水道料金、手数料その他費用の減免、追徴、還付及び欠損処分に関すること。		○
		㉕上下水道料金その他の諸収入の督促及び滞納処分に関すること。		○
		㉖上下水道料金及び工事費等に係る異議申出に対する処理に関すること。	○	
		㉗給水に関する諸届出及び請願並びに申請の受付及び処理に関すること。	○	
		㉘上下水道に関する諸証明に関すること。		○
		㉙日本水道協会その他の団体に関すること。		○
		㉚出納及び収納取扱金融機関に関すること。	○	
		㉛水道事業の普及に関すること。		○

上 下 水道課		③②水道の広報に関する事。○	
		③③事務所等の管理及び課内取締、通達に関する事。○	
		③④その他の課内他係りの主管に属しない事。○	
	工務係	①水道施設の新設、拡張、改良計画に関する事。○	
		②水道施設の調査、設計、監督指導、施工及び検査に関する事。○	
		③水道施設の維持及び管理に関する事。○	
		④水道施設の漏水防止に関する事。○	
		⑤水道施設及び給水装置の修理受付及び施工に関する事。○	
		⑥水道施設の保全、保安に関する事。○	
		⑦塩素滅菌に関する事。○	
		⑧水質管理に関する事。○	
		⑨送配水量の測定及び統計に関する事。○	
		⑩電力に関する事。○	
		⑪給水装置工事の受付に関する事。○	
		⑫給水装置工事の設計、監督、施工及び清算に関する事。○	
		⑬設計及び工事台帳、図面の整備保管に関する事。○	
		⑭資材倉庫に関する事。○	
		⑮工事用物品の検収及び出納保管に関する事。○	
		⑯量水器の検針に関する事。○	
		⑰量水器の検定及び出納保管に関する事。○	
		⑱量水器の試験修理及び取替に関する事。○	
		⑲量水器の取付撤去、位置変更に関する事。○	
		⑳用途別給水の認定に関する事。○	
		㉑給水の取締りに関する事。○	
		㉒検針台帳の整備に関する事。○	
	㉓給水使用量に係る事故調査に関する事。○		
	㉔指定水道工事業者の公認及び委託水道工事業者の認定、技術上の指導監督並びに検査に関する事。○		
	㉕その他工務に関する事。○		
	簡易水道係	①簡易水道及び小規模水道に関する事。○	
	下水道係	①下水道事業に関する事。○	
教 育 委員会	総務係	①条例、規則、規程等の制定改廃に関する事。○	
		②公印取扱いに関する事。○	
		③教育委員会に所属する職員の任免その他人事に関する事。○	
		④教育委員会の会議に関する事。○	

教 育 委 員 会		⑤予算に関する事務の総括に関すること。	○	
		⑥教育委員会に所属する事務調整連絡に関すること。	○	
		⑦教育行政相談に関すること。	○	
	学 校 教 育 係	①町立学校の校舎その他の施設の整備及び保全に関すること。	○	
		②教育財産の台帳に関すること。		○
		③基本的な調査及び統計に関すること。		○
		④育英資金及び教育資金融資事業に関すること。	○	
		⑤学校医及び学校薬剤師に関すること。	○	
		⑥児童及び生徒の入学、卒業等に関すること。	○	
		⑦教科書その他教材の取扱い整備に関すること。	○	
		⑧学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導に関すること。	○	
		⑨教職員の研修に関すること。	○	
		⑩教職員の任免その他人事に関すること。	○	
		⑪児童及び生徒の保全安全に関すること。	○	
		⑫教職員の健康管理に関すること。	○	
		⑬学校給食に関すること。	○	
		⑭学校体育に関すること。	○	
		⑮日本スポーツ振興センター事業に関すること。	○	
		⑯こども教室に関すること。		○
	社 会 教 育 係	①青少年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育及びその他社会教育に関すること。		○
	②社会教育団体に関すること。	○		
	③自治公民館に関すること。	○		
	④文化芸術及びユネスコ活動に関すること。		○	
	⑤青少年の外国語研修に関すること。		○	
	⑥人権教育に関すること。		○	
町立公 民館・図 書館係	①視聴覚教育に関すること。	○		
	②公民館に関すること。		○	
	③図書館に関すること。		○	
	④公民館運営審議会に関すること。	○		
文化・文 化財係	①文化財の保護に関すること。		○	
	②文化財保存調査委員に関すること。		○	
	③コミュニティーセンターの管理運営に関すること。	○		
社 会 体 育 係	①社会体育及びレクリエーションに関すること。		○	
	②スポーツの普及振興に関すること。		○	
	③青少年スポーツの振興に関すること。		○	
	④社会体育施設の管理運営に関すること。	○		
	⑤社会体育団体に関すること。	○		

		⑥スポーツ推進委員に関すること。		○
保健福祉総合センター	事務係	①課内事務の管理に関すること。	○	
		②課内車両の運行管理に関すること。	○	
		③献血推進に関すること。		○
		④施設の維持管理に関すること。	○	
		⑤土呂久公害医療費助成に関すること。		○
		⑥他の係に属さない事務に関すること。		○
	保健予防係	①住民の健康づくりに関すること。		○
		②精神保健に関すること。		○
		③母子保健に関すること。		○
		④食生活改善及び食品衛生に関すること。		○
		⑤各種予防接種に関すること。	○	
		⑥結核予防に関すること。		○
		⑦感染症予防に関すること。	○	
		⑧各種健診(検診)に関すること。		○
		⑨介護予防に関すること。		○
		⑩子育て支援に関すること。		○
		⑪住民の健康増進に関すること。		○
	訪問看護係	①要訪問看護者の把握に関すること。		○
		②訪問看護の提供に関すること。		○
		③訪問リハビリに関すること。		○
		④利用者の請求及び徴収に関すること。		○
	介護予防在宅支援係	①介護支援に関すること。		○
		1 介護認定審査会に関すること。		
		2 介護計画作成に関すること。		
		②在宅福祉サービスに関すること		○
		1 日常生活用具給付に関すること。		
		2 福祉機器の展示に関すること。		
		③在宅介護支援センター運営協議会に関すること。		○
		④介護予防に関すること。	○	
		1 特定高齢者対策に関すること。		
2 一般高齢者対策に関すること。				
⑤包括的支援に関すること。		○		
1 介護予防ケアマネジメントに関すること。				
2 総合相談・権利擁護に関すること。				
3 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。				
⑥介護予防サービスに関すること。			○	
1 介護予防計画に関すること。				
⑦地域包括支援センター運営協議会に関すること。		○		
⑧高齢者虐待防止対策協議会に関すること。		○		

	高齢者 支援係	①在宅高齢者保健福祉推進支援事業に関する事 業(サロン・サテライト事業)	○	
		②自立ホームヘルパー派遣委託に関する事 業。		○
		③給食宅配サービス事業に関する事 業。	○	
		④高齢者住宅改造助成補助に関する事 業。		○
		⑤高齢者等への生活状況確認委託に関する事 業。	○	
		⑥家族介護支援事業に関する事 業。		○
		⑦老人ホーム入所処置事業に関する事 業。	○	
	介 護 保険係	①介護保険に関する事 業。		
		1 関係機関、団体との調整に関する事 業。		○
		2 介護保険計画に関する事 業。		○
		3 介護保険関係施設の整備等に関する事 業。		○
		4 被保険者管理に関する事 業。		○
		5 保険料の賦課、徴収に関する事 業。	○	
6 介護相談、認定申請及び認定調査に関する事 業。			○	
7 介護保険の給付に関する事 業。	○			
ときわ 園	庶務係	①課内事務の管理に関する事 業。	○	
		②課内庶務に関する事 業。	○	
	指導係	①支援員の指導に関する事 業。		○
		②利用者の生活指導及び相談に関する事 業。	○	
		③利用者の処遇計画作成、実施に関する事 業。		○
	看護係	①利用者の健康管理に関する事 業。	○	
		②保険衛生の指導に関する事 業。	○	
		③生活相談員、栄養士等の援助の補助に関する事 業。	○	
	給食係	①厨房管理、管理衛生に関する事 業。		○
		②献立の作成及び栄養価の算出に関する事 業。		○
		③食品材料の発注、検収、保管及び払い受けに関する事 業。	○	
		④調理員への調理指導に関する事 業。		○

発生段階ごとの対策の概要

⇒

国 県	未発生期	海外発生期	国内発生早期
	町(県)内未発生期		
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えての体制整備 発生に備えた情報収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えての体制整備 国内外の発生に関する情報の収集共有及び提供 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生に備えての体制整備 早期発見に努める
実施体制	◎ 国・地方公共団体・指定（地方）公共機関を挙げての対策強化		
	<ul style="list-style-type: none"> 町行動計画の策定 業務継続計画の策定 連携体制の整備や情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 体制の強化（関係機関との連携強化・情報共有） 	<ul style="list-style-type: none"> 県との連携体制を構築 医師会、保健所等との連携強化及び情報共有
サーベイランス 情報収集	◎ 発生段階に応じた国及び県の要請によるサーベイランス（患者発生状況把握）の実施		
	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者の把握 支援、搬送、死亡時の手続き手段の検討 異常鳥や死亡野鳥等の把握 家さんの鳥インフルエンザ対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 患者発見を目的としたサーベイランスの実施 学校サーベイランスの強化 国内外での発生状況等の情報収集
情報提供・共有	◎ 一元的な情報発信、町民への分かりやすい情報提供		
	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の基本的な情報や予防方法を提供 【体制整備】 発生時の情報提供の内容や媒体等について決定する 県や医師会等の関係機関との緊急時に情報を提供できる体制を構築 相談窓口の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国内で発生した場合に必要な対策や予防方法の情報を提供 国、県及び関係機関との情報共有 相談窓口の設置 県が設置する帰国者・接触者相談センターを周知する 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での発生状況や町内で発生した場合に必要な対策及び予防方法の情報を提供 国、県及び関係機関との情報共有 相談窓口の強化
予防・まん延防止	◎ 法制化された予防接種体制等		
	<ul style="list-style-type: none"> 個人における対策の普及（マスク・手洗い・うがい等） 【予防接種の体制整備】 該当事業者の登録 国から示される基本的な情報についての情報提供を行い、理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県と連携し、患者への対応や濃厚接種者への対応の準備を進める 【予防接種の実施】 特定接種の実施 住民接種の準備 国から示される基本的な情報についての情報提供を行い、理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 園、学校のサーベイランスを強化し情報の共有を行う 拡大状況や感染の特徴等の情報収集を行う 最新情報や町の対策、感染予防策実施の徹底を周知 【予防接種の実施】 住民接種の情報を町民に提供 住民接種の実施
医療	◎ 発生段階に応じた医療提供体制		
	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の整備 新型インフルエンザ等の診療を行わない医療機関の設定を検討 介護、福祉施設での集団発生した場合の医療提供の方法を検討する 個人防護具の備蓄を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の症例定義 医療体制の整備 抗インフルエンザ薬の投与 帰国者接触者外来の設置に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の整備
町民生活及び地域 経済の安定と確保	◎ 関係機関等との連携による社会経済機能の維持		
	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の把握と具体的手続きの決定 火葬能力等の把握 物資及び資材の備蓄や施設及び設備の整備 生活保護者の支援等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 発生時における社会機能維持に向けた取り組みの周知 要援護者の対応についての準備 遺体の火葬、安置（一時安置施設の確保） 住民生活の安全・安心の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 発生時における社会機能維持に向けた取り組みの周知 事業者による事業縮小に向けた準備を周知 要援護者の対応についての決定 遺体の火葬、安置（一時安置施設・一時埋葬地の再確認）

⇒

国内発生早期	国内感染期	小康期
町(県)内発生早期	町(県)内感染期	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の実施 ・ 新型インフルエンザ等感染拡大の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制を維持する ・ 健康被害を最小限に抑える ・ 町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策の評価、次の流行対策 ・ 医療体制、社会、経済機能の段階的回復
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県との連携体制の強化 ・ 緊急事態宣言が発出された場合、対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画に基づき対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の廃止 ・ 対策の評価と見直し ・ 活動自粛の解除、学校・施設等の再開についての検討
宣言 ・ 対策本部を設置する		対策本部廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者発生状況を把握するとともに、患者発見を目的としたサーベイランスの強化 ・ 国内外での発生状況等の情報収集 【対策本部設置時】 ・ 学校のサーベイランスに協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常サーベイランスを継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再流行を早期に発見するための学校等でのサーベイランスを強化 ・ 発生国及び地域の情報を収集
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新情報や町の対策等を周知 ・ 個人レベルでの感染予防策や患者となった場合の対応の周知 ・ 学校や園、施設、職場での感染拡大防止策の情報を周知 ・ 国、県及び関係機関との情報共有 ・ 相談窓口の拡充、強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新情報や町の対策等を周知 ・ 個人レベルでの感染予防策や患者となった場合の対応の周知 ・ 国、県及び関係機関との情報共有 ・ 相談窓口の継続 ・ 県より外出自粛要請及び施設の使用制限がなされた場合、周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流行が終息するまでは、適宜、国内外の発生、対応状況について情報提供する ・ 相談窓口の縮小
<ul style="list-style-type: none"> 【予防接種の実施】 ・ 住民接種の実施 【まん延防止策の実施】 ・ 基本的な感染症対策等の勧奨 ・ 症状のみられる者の健康管理、受診の勧奨 ・ 職場における感染対策の徹底 ・ 臨時休業校の要請 ・ 公共交通機関等への感染予防策の実施を要請 ・ 病院、高齢者施設等での感染対策の強化 ★住民、事業者に対して要請 	<ul style="list-style-type: none"> 【予防接種の実施】 ・ 住民接種（新臨時接種）の実施 【まん延防止策の実施】 ・ 継続 【緊急事態宣言区域の場合】 ・ 外出制限、施設の使用制限等が行われるので、指示に従い協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、個人における対策を習慣化するよう周知 【予防接種の実施】 ・ 住民接種（新臨時接種）の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の搬送体制確保に協力 ・ 状況に応じた一般医療機関における診療体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般医療機関における診療の開始 ・ 医療機関への情報提供 ・ 在宅で療養する患者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の医療体制に戻す
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時における社会機能維持に向けた取り組みの周知 ・ 町民及び事業者に感染対策開始の要請 ・ 要援護者の対応開始 ・ 遺体の火葬、安置 (一時安置施設・一時埋葬地の決定) ・ 消費者としての適切な行動の呼びかけ ・ 事業者への適切な売買の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時における社会機能維持に向けた取り組みの周知 ・ 町民及び事業者に感染対策継続のさらなる要請 ・ 要援護者の対応継続 ・ 遺体の火葬、安置 (一時安置施設・一時埋葬地の開設) ・ 消費者としての適切な行動のさらなる呼びかけ ・ 事業者への適切な売買のさらなる要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民及び事業者への情報提供 ・ 要援護者の対応縮小 ・ 遺体の火葬、安置 (一時安置施設・一時埋葬地の閉鎖) ・ 評価と見直し